

## 第 3 0 回小浜市農業委員会議事録

と き 令和7年11月28日（金）午後4時00分

と ころ 小浜市役所 3階 302会議室

出席委員

1 番 岡田昌樹	2 番 早俊夫	3 番 福永信明
4 番 赤尾裕子		6 番 和田千代
	8 番 内田篤宏	9 番 岡本康次
10 番 松尾志信		

欠席委員

5 番 河嶋幸男	7 番 東清俊	

遅刻委員


出席事務局藤本課長、荒木、時岡

令和7年11月28日（金）午後4時00分小浜市役所3階302会議室において、第30回小浜市農業委員会を開催する。

提出議案は、次のとおり

- 議案第127号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第128号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 議案第129号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 議案第130号 農地の転用事実に関する照会書の回答について
- 議案第131号 小浜市農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について
- 議案第132号 農地法施行規則第29条第4号等の規定による申出について

報告第34号 相続等権利取得の届出による受理通知書の発行について

【議長】 ただいまより第30回小浜市農業委員会を開催いたします。

(会長あいさつ)

それでは、事務局より報告をお願いします。

<事務局長より11月の農業委員会関係活動報告を行う>

【議長】 次に今月の議案審議に入ります前に、小浜市農業委員会会議規則第14条の規定により、本日の会議の議事録署名人として6番和田委員、9番岡本委員を指名いたします。なお、現地調査委員は、3番福永委員、7番東委員でした。

それでは、『議案第127号農地法第3条の規定による許可申請について』を上程いたします。事務局の説明を求めます。

<事務局説明する>

【議長】 続いて、現地調査委員の報告を求めます。

<現地調査委員報告する>

【議長】 それでは、ご審議願います。

(審議)

【議長】 ご意見ないですか。ないようですので、原案どおり許可することに賛成の方の挙手を願います。

(全員挙手)

【議長】 挙手全員ですので、『議案第127号農地法第3条の規定による許可申請について』は、原案どおり決定させていただきます。

続きまして、『議案第128号農地法第4条第1項の規定による許可申請について』を上程いたします。事務局の説明を求めます。

<事務局説明する>

【議長】 続いて、現地調査委員の報告を求めます。

<現地調査委員報告する>

【議長】 それでは、ご審議願います。

(審議)

【議長】 ご意見ないですか。ないようですので、原案どおり県に進達することに賛成の方の挙手を願います。

(全員挙手)

【議長】 挙手全員ですので、『議案第128号農地法第4条第1項の規定による許可申請について』は、原案どおり県へ進達させていただきます。

続きまして、『議案第129号農地法第5条第1項の規定による許可申請について』を上程いたします。なお、○番委員に関連する内容が含まれているため、「小浜市農業委員会会議規則」第11条の規定により、当事者は議事に参与することはできないことになっております。○番委員は審議前に退室をお願いします。事務局の説明を求めます。

<事務局説明する>

【議長】 続いて、現地調査委員の報告を求めます。

<現地調査委員報告する>

【議長】 それでは、○番委員関連について審議を行いますので、○番委員は退室してください。

< 4番委員退室 >

【議長】 それでは、ご審議願います。

(審議)

【議長】 ご意見ないですか。ないようですので、原案どおり県に進達することに賛成の方の挙手を願います。

(全員挙手)

【議長】 挙手全員ですので、○番委員に関連する『議案第129号農地法第5条第1項の規定による許可申請について』は、原案どおり県へ進達させていただきます。

○番委員は入室してください。

< ○番委員入室 >

【議長】 それでは、残る内容についてご審議願います。

【9番委員】 小松原の件ですがこれ登記簿は宅地なのに許可いるんですか。

【事務局】 現状が農地で農地台帳にも載っておりましたのでいります。

【9番委員】 それと中井の件ですが始末書はその17.76㎡を道路として使っていたという始末書であって畑を宅地にしたということについては問題ないんですか。

【事務局】 始末書に書いてあるとおり進入路として使用して申し訳ありませんでした、という始末書なんですけど農地法の許可を得ずに宅地にしたということも含んでの始末書。

【9番委員】 188㎡のうちの17.76㎡って

【議長】 他は畑としているんで

【9番委員】 畑違うやろ

【事務局】 この辺りが残地。

【議長】 向こうの家はかかってないんやろ。

【事務局】 残地は引き続き耕作できる状態なので。

【議長】 他にご意見ないですか。

【4番委員】 現況宅地となっていますがこれは固定資産の評価で確認したってことですか。

【事務局】 農地台帳に挙がっているのが課税地目が挙がっているのです。実際に事務局と現地調査員で現地を確認して、事務局の扱いも現況の地目なので今回のここについても。

(審議)

【議長】 他にご意見ないですか。ないようですので、原案どおり県に進達することに賛成の方の挙手を願います。

(全員挙手)

【議長】 挙手全員ですので、『議案第129号農地法第5条第1項の規定による許可申請について』は、原案どおり県へ進達させていただきます。

続きまして、『議案第130号農地の転用事実に関する照会書の回答について』を上程いたします。事務局の説明を求めます。

<事務局説明する>

【議長】続いて、現地調査委員の報告を求めます。

<現地調査委員報告する>

【議長】それではご審議願います。

【1番委員】さっき説明もあったんやけど、本来ならば現況証明を出していただいて農振農用地なのでそうはいかんのか。

【事務局】本来であれば法務局照会を行う前に、農振の整備計画の変更を行わないといけないので変更願いの申請、農振除外の申請を行って農業委員会で判断していただいて意見照会をとって公告縦覧を行うんですけどその過程で違反転用ということで4条か5条の許可申請も同時に行う必要があります。ですが今回は先に法務局照会をしてしまいましたので、私から法務局に取り下げをお願いしたいと話をしたんですが法務局とすると農振法であったりとか農地法については原状回復命令を行うのであれば関係ないというか、回答がないのであれば地目変更はそのまま行いますということだったので県の担当者と相談した結果、原状回復命令は行わないということにしまして、その後、中名田の追加編入が終わりましたら3月の受付で除外の申請をするように事務局から指導しようかと考えております。

【1番委員】原状回復命令を出さないことを前提に話してるけど、例えば故意に同じようなケースで先に法務局に出す人がおって原状回復命令を出さないということになるとその旨を法務局に返せば転用できないわけやな。

【事務局】おっしゃるとおりで原状回復命令を出せば地目変更すらできないことになります。

【3番委員】農振区域から除外するとこの農地区分は何になりますか。地図の下の方に広い農地が広がっているのではないかと

【事務局】農地区分は一種農地の集落接続に該当するのではないかと思います。

【3番委員】原状回復命令をするかしないか決めるのは県ですよね。県は書面でしませんよと言っているのは書面でもらっておかないと心許ないというか、権限は小浜市農業委員会にないでしょ。

【事務局】電話だけの回答でしたので書面でいただくようにしておきます。

(審議)

【議長】他にご意見ないですか。ないようですので、賛成の方の挙手を願います。

(全員挙手)

【議長】挙手全員ですので『議案第130号農地の転用事実に関する照会書の回答について』は、原案どおり決定とさせていただきます。

続きまして『議案第131号小浜市農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について』を上程いたします。事務局の説明を求めます。

<事務局説明する>

【議長】それでは、ご審議願います。

(審議)

【議長】ご意見ないですか。ないようですので、異議のない方は挙手を願います。

(全員挙手)

【議長】挙手全員ですので、『議案第131号小浜市農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について』は、原案どおり「異議なし」とさせていただきます。

続きまして『議案第132号農地法施行規則第29条第4号等の規定による申出について』を上程いたします。なお、〇〇に関連する内容が含まれているため、「小浜市農業委員会会議規則」第11条の規定により、当事者は議事に参与することはできないことになっております。従いまして、審議前に私から2番委員へ【議長】を代理いただき、その後退室させていただきます。それでは、事務局の説明を求めます。

<事務局説明する>

【議長】それでは、審議を行いますので、ここからは2番委員に職務を代理委任します。

<【議長】交代(席交代)>

【議長】代理 わずかの間ですが、代理で議事を進めさせていただきます。それでは〇番委員は退室してください。

<〇番委員退室>

【議長】代理(2番委員)それでは、ご審議願います。

(審議)

【議長】代理(2番委員)ご意見ないですか。ないようですので、原案どおり許可を要しないことに賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

【議長】代理(2番委員)挙手全員ですので、〇番委員に関連する『議案第132号農地法施行規則第29条第4号等の規定による申出について』は、原案どおり許可不要とさせていただきます。〇番委員は入室してください。

<〇番委員入室>

【議長】代理(2番委員)それでは会長に【議長】をお返しします。

<【議長】交代(席交代)>

【議長】続きまして、『報告第34号相続等権利取得の届出による受理通知書の発行について』事務局の説明を求めます。

<事務局説明する>

【議長】これですべての議案を終了しました。その他、何かございましたらお願いします。

【議長】また、農業委員、農地利用最適化推進委員より農地利用最適化推進活動報告があればお願いします。

<農業委員、農地利用最適化推進委員より11月の農地利用最適化推進活動報告を行う>

<事務局事務連絡>

<事務局長来月の日程報告>

【議長】他にないようでしたら以上をもちまして、第30回農業委員会を終了させていただきます。

令和7年 月 日

【議長】

---

署名委員

---

  

---